

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の電子申請が変わります！



Point

1. jGrantsから独自システムに変更となります。
2. 商工会地区、商工会議所地区で同じ申請システムに統合されます。



申請するには？

- まずは公募要領を確認！
- HPには公募要領の他にも参考資料やガイドブック等が掲載されています。
- パソコンやスマートフォンから申請できます！



入力してみよう

- 公募要領やHPを確認したら、申請システムに入力してみましょう！
- 選択した内容に応じて自動的に設問や入力チェックが変わります。基本的には画面の通りに進めれば入力が完了します。
- 支援依頼対象の商工会地区・商工会議所地区の指定も申請システムで行います。
- 様式4 事業支援計画書の発行は、管轄の商工会議所にお問い合わせください。事業承継加 pointsの付与を希望する事業者は、併せて様式10 事業承継診断票の発行依頼も行います。

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の電子申請が変わります！

✓ 補助金申請までの流れは？

①確認・準備

- 申請を行う前に、まず「[交付規程](#)」「[公募要領](#)」「[ガイドブック](#)」を必ず確認し、申請に必要な要件等をご確認ください。
- 電子申請に当たって、「[公募申請の手引き](#)」をご参照ください。スマートフォンで申請を行う方は、「[スマートフォンでの申請](#)」も併せてご参照ください。
- 電子申請にはGビズIDアカウントが必要です。お持ちでない方は[GビズIDのサイト](#)よりアカウント発行手続きを行ってください。なお、プライム及びメンバーの2つのアカウント種別がご利用いただけます。

②伴走支援依頼

- 経営計画・補助事業計画の作成に当たっては、管轄の[商工会議所](#)にご相談ください。
- 様式4 事業支援計画書の交付は、申請システムの入力結果を印刷し、管轄の商工会議所にて交付を受けてください。なお、事業承継加点の付与を希望する事業者は、併せて様式10事業承継診断票の発行依頼も行ってください。

③補助金申請

- 申請システムにてご提出ください。商工会議所等への持参はご遠慮ください。
- 締切日直前はシステムが混雑することが想定されますので、余裕をもって申請を行ってください。
- 申請締切後、審査が行われます。
- 採択結果の発表後、採択（または不採択）通知書及び交付決定通知書等はマイページより閲覧可能です。

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の電子申請が変わります！



申請システムでは何を入力するの？

ログイン

GビズのアカウントIDとパスワードを入力します。

誓約事項への同意

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞に係る誓約事項を最後まで確認し、同意いただける場合は「同意する」にチェックします。誓約事項にご同意いただけない場合は申請できません。

希望する補助金枠など

希望する補助金枠や加点項目の選択、申請者の基本情報、経営計画、補助事業計画、経費明細表・資金調達方法などを入力します。一部項目には、GビズIDの登録内容が自動表示されます。

ファイル添付

申請に必要な書類を、申請システムにPDFや画像等でアップロードします。管轄の商工会議所から交付を受けた、様式4事業支援計画書や様式10事業承継診断票もアップロードします。

各宣誓・同意書への同意

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞に係る宣誓・同意書を最後まで確認し、同意いただける場合は「宣誓・同意します」にチェックします。全ての宣誓・同意書に宣誓・同意いただけない場合は申請できません。なお、表示される内容は申請内容によって異なります。

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の電子申請が変わります！

✓ 申請に困ったときは？

説明を読んでもみる

申請システムの画面には、間違えやすい箇所、わかりにくい箇所は画面上に説明を設けています。
また、はてなマークをクリックすると説明が表示されますので確認ください。

経費明細表(単位:円) ⓘ

まず「内訳金額追加」ボタンで経費明細を入力してください。
入力した経費明細は「編集」ボタンで修正、「削除」ボタンで削除を行うことができます。

エラー箇所を確認する

入力間違いや不足がある場合は赤字でエラーが表示されます。

補助対象となる部分を説明した文書(様式任意) 必須

※補助対象となる旨を説明した文書(任意様式)を提出してください。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルをアップロードしてください。

手引きを読んでもみる

その他、申請システムの手引きはHPに掲載されています。必要に応じて[こちら](#)もご覧ください。

お問い合わせについて

制度についてのご相談やお困りごとは、公募要領記載の商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局へお尋ねください。